

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の概要

志のある企業が地方創生を応援する税制（平成28年度から令和元年度までの特例措置）

⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について税額控除の優遇措置

制度のポイント

○企業が寄附しやすいように

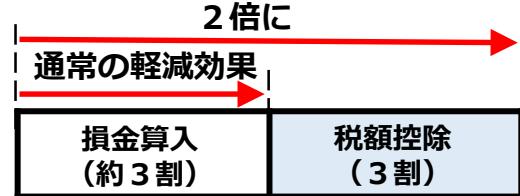
- ・税負担軽減のインセンティブを2倍に
- ・寄附額の下限は10万円と低めに設定

○寄附企業への経済的な見返りは禁止

○寄附額は事業費の範囲内とする必要

地方公共団体が設置した基金の積立てに寄附金を充てることにより、複数年度間で事業費と寄附額の調整が可能【平成31年度～】

例) 100万円寄附すると、法人関係税において約60万円の税が軽減



制度活用の流れ

①地方公共団体が
地方版総合戦略を策定

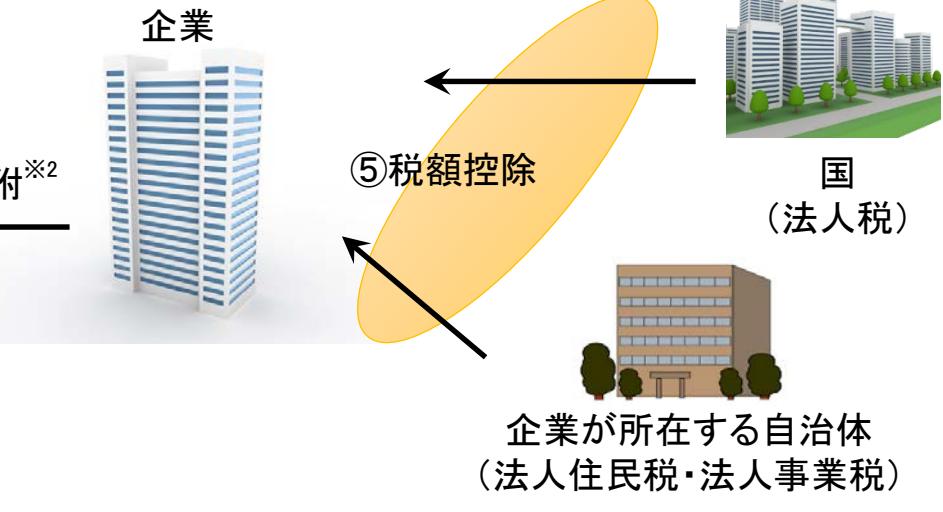
○○市
総合戦略
・○○事業
・△△事業
・◇◇事業

②地方公共団体^{※1}が
地域再生計画を作成

地方創生を推進
する上で効果の
高い事業

地方創生関係交付金
との併用可能
【平成31年度～】

④寄附^{※2}



内閣府

※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。

※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

認定実績（令和元年度第3回認定後）676事業 総事業費1,344億円 40道府県388市町村
年3回（平成30年度は、7月、11月、3月）認定